

令和6年第4回 北海道議会定例会〔先議〕開催状況

開催年月日 令和6年11月26日(火)

質問者 日本共産党 真下 紀子 議員

答弁者 知事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用した国の間接補助事業に関する全庁調査の結果、新たに約8億9千万円の返還事案が判明し、返還総額は約16億2千万円にのぼることとなりました。知事は複数の部局・複数の年度で発生するなど、組織として事務処理の誤りを防ぐことができず、多額の財政負担を生じる事態となったことを理由に、給料月額15%を3か月、62万1千円を減額する条例案を提案いたしました。</p> <p>それにとどまらず、浦本副知事は給料月額10%、3か月分33万円を辞退、当時の元副知事2人から同額の寄付の申し出があり、36名の担当部局職員などに所属長注意、所管部局の課長級以上の18名に「嚴重注意」がなされました。</p> <p>そこで以下、うかがいます。</p> <p>一 知事の責任と多額の財政負担が生じたことによる影響について</p> <p>返還総額は約16億2千万円、妊産婦安心出産支援事業の約20年分に相当する金額です。知事は責任を痛感していると議会で答弁していますが、鈴木道政の下、これだけの規模の財政負担を生じ、なおかつ、50名を超える職員が処分等を受ける不適正事務を、複数年度にわたって気づくことができなかつた責任を、過少に考えているのではありませんか。責任の重さと、多額の財政負担による影響をどう受け止めたうえで、今回の提案に至ったのか、うかがいます。</p> <p>二 国庫返還に至った不適正事務と処分等について</p> <p>道庁では2008年に、国の補助金の不適正事務による1億1千万円の返還問題が生じておりました。国庫負担金・補助金の返還等の財政負担等を伴う過去の事案の状況、事案や財政負担等についてうかがいます。また、その際の知事の給与減額状況、職員の処分等は、どうだったのか。今回の処分等との比較と併せてお示し願います。</p>	<p>(知事)</p> <p>最初に、新型コロナ臨時交付金等の返還に係る私の責任についてであります。この度の事案においては、複数の部局や複数の年度で発生をするなど、組織として事務処理の誤りを防ぐことができず、結果として、多額の財政負担が生じる事態となったことについて、重く受け止めており、道政の事務執行の責任者である知事として、責任を痛感しております。</p> <p>このため、道政の責任者として、私自身の責任を早期に明らかにするため、12月の期末手当から、給料月額15%の3か月分を減額する条例案を、提案させていただいたところでございます。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、過去の事案への対応などについてであります。この度の事案においては、私自身の責任を明らかにするとともに、副知事については、訓戒の措置を講じ、本人からは、給料月額10%の3か月分を辞退する旨の申し出があり、併せて、退職した当時の担当副知事2名からも同額の寄付の申し出があったほか、一般の職員については、嚴重注意や所属長注意を行ったところでございます。</p> <p>なお、過去に国庫補助金の返還などに伴い、財政負担が生じ、知事が給与を減額した事案といたしましては、平成20年度の国庫補助事業に係る不適切な処理により約1億円を返還した事案や、平成22年度のソフトウェアの違法コピーにより約5億円の賠償金等が生じた事案などがございます。</p> <p>いずれにおきましても知事の給料月額5%を1か月減額したほか、副知事については、訓戒の措置とし、一般の職員については、嚴重注意や所属長注意などの処分等を行っております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>三 過去の不適正事務からの教訓について</p> <p>次に、過去の不適正事務からの教訓についてです。</p> <p>2008年当時の高橋はるみ知事は、私の質問に対して、「今後事務処理の改善を図るなど、国庫補助金に係る事務の適正な執行に努める」、こう答えておりました。その教訓は鈴木道政には引き継がれていなかったのでしょうか。過去の教訓をどのように活かしながら対応してきたのか伺います。</p> <p>四 再発防止策効果の点検・評価等について</p> <p>最後に、再発防止対策効果の点検・評価等についてです。</p> <p>今回の事案の発生要因は、国の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金等を活用した間接補助事業の執行において、誤認や認識不足があったものと承知をしております。再発防止対策として、支出期限を明示するなど関係規程改正を盛り込み、財政事務に関する通知等の明確化、また、内部統制制度上の重要リスク項目に「間接補助事業における額の確定の誤り」を追加するなど、内部統制の強化をあげました。</p> <p>しかし、今回の不適正事務のほとんどを占める観光機構負担金事業において、道と機構の協定書以外に、観光部局から事業実施内容を示す文書が存在していたのか、そもそも間接補助事業と支出期限を明示できる文書はあったのか等、公務員の行政手続として適正か、などの具体的検証が必要です。知事の減給処分で留まることなく、今後の具体的な再発防止策は担当部局任せとせず、実効性と効果を点検評価できる体制とする必要があると考えますが、知事はどう取り組んでいくのか伺います。</p>	<p>(知事)</p> <p>次に、不適正事務への対応についてであります。道では、職員による不適正な事務処理などが相次いで発生したことを踏まえ、平成24年度に、「コンプライアンス確立月間」を設け、以後、毎年、全ての職員を対象に、公務員倫理などに関する研修を実施してきたところでございます。</p> <p>研修にあたっては、不適正事務の典型例や懲戒処分等の事例のほか、事務処理を進める上での心構えや留意点を示すなど、職員一人ひとりに公務員としての使命と責任を自覚させ、服務規律や法令遵守の徹底を図ってきたところであり、今後とも、こうした取組を充実させながら、適正な事務執行の確保に努めてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>最後に、再発防止についてであります。この度の事案については、複数の年度・複数の部局で発生をしたことから、組織全体として、こうした事案を再び生じさせないという思いを持ち、再発防止に取り組んでいく必要があります。</p> <p>このため、適正な事務の執行を確保する上で重要な制度である内部統制制度についても、これまでの取組を点検した上で、職員の意識を高め、認識を共有しながらさらなる対策を検討することとしたところでございます。</p> <p>今後は、業務のマニュアル化といったヒューマンエラーを抑制する仕組みなどの取組について検討を進め、新たに設置した内部統制推進員会議等も活用しながら、組織全体として、再発防止に徹底して取り組んでまいります。</p>